

家庭ごみでは出せません

問 資源対策課 ☎(235)4923

テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法に基づき、次の①～③のいずれかの方法により処分してください。

①買い替える場合

新しい製品を購入する小売店に、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取りを依頼してください。

②廃棄するだけの場合

製品を購入した小売店に、リサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取りを依頼してください。
③自分で指定引き取り場所へ持ち込む場合
事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、リサイクル券を購入後、指定引き取り場所（不明な場合は問い合わせを）へ持ち込んでください。

ごみと資源の分別にご協力を

問 資源対策課 ☎(235)4922

「ご注意ください」

廃品回収業者とのトラブル

家庭から出されるごみは、適正に分別がされていない場合、市で収集できないことがあります。特に資源や燃やせないごみは、種類ごとに分別をしてから出してください。

また、市で収集できるごみには、長さ、重量などにより粗大ごみ（有料）にあたるものがあります。詳しくは、市から配布している「資源とごみの分け方・出し方」をご覧ください。

市の許可を受けている業者が、このような巡回・宣伝をすることはありません。安易な廃品回収業者への処分依頼は、トラブルや不法投棄の原因となる可能性がありますので、ご注意ください。

また、24日(日)には、市民まつり会場で保護司会・更生保護女性会合同のキャンペーンを行います。ぜひ、ご来場ください。

障がい者福祉手当申請を受付中です

問 障がい福祉課 ☎(235)4813

7月29日(金)まで受け付け

障がい者福祉手当は、毎年申請しないと、支給要件に該当していても受給できませんので、ご注意ください。

▼要件 7月1日現在、市内に住で、次の①～③いずれかに該当し、障がい者本人および住民票上

本人と同一世帯のすべての方が市民税非課税である方。
①身体障がい者手帳1級～3級をお持ちの方
②療育手帳をお持ちの方または児童相談所などの判定で知能指数75以下と判定された方
③精神障がい者保健福祉手帳の1級・2級をお持ちの方

7月は「社会を明るくする運動強調月間」

問 福祉総務課 ☎(235)4820

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域住民の理解と協力を求め、犯罪や非行のない明るい社会を目指す「社会を明るくする運動」。法務省主唱のもと、毎年7月に全国的に行われています。

この活動の一環として、海老名

保護区保護司会などが参加した街頭キャンペーン、市内へのポスター掲示などを実施しました。

また、24日(日)には、市民まつり会場で保護司会・更生保護女性会合同のキャンペーンを行います。ぜひ、ご来場ください。

保険年金課からのお知らせ

問 ①高齢者医療係 ☎(235)4595 ②国保係 ☎(235)4594

① 後期高齢者医療制度のご案内

7月中旬に保険料納入通知書を送付

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と、一定の障がいがあると認定された65歳以上の方が加入する制度です。

保険料は、被保険者1人1人の保険料を計算します。なお、保険料額は、神奈川県後期高齢者医療広域連合が年度ごとに決定するため、県内いずれの市区町村でも同じ計算方法となり、市区町村による違いはありません。

●保険料の納付方法

年額18万円以上の公的年金を受給している方は、原則として年金から天引き（特別徴収）となり、それ以外の方は、納付書や口座振替（普通徴収）で納めます。

●特別徴収から普通徴収に変更できます

保険料を年金から天引き（特別徴収）している方は、原則どなたでも、納付方法を口座振替に変更することができます。変更を希望する方は、保険年金課で手続きをしてください。

●社会保険料控除

保険料は、確定申告の際に社会保険料控除の対象になります。特別徴収で納付している方は、本人分のみ社会保険料控除が適用されます。詳しくは、お問い合わせください。

① 後期高齢者医療被保険者証を更新

後期高齢者医療制度の加入者が、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担割合は、1割または3割となっています。

負担割合が変更になった方には、7月下旬に新しい負担割合の被保険者証を送付しますので、8月以降は新しい被保険者証を医療機関に提示してください。古い被保険者証は、同封の返信用封筒で必ず返送してください。

※新しい被保険者証が送付されない方は、負担割合が変更されませんので、現在お使いの被保険者証をそのまま使用してください。

② 国民健康保険高年齢受給者証を更新

国民健康保険に加入している70歳以上の方に、医療機関で支払う医療費の一部負担割合が記載されている高年齢受給者証を交付しています。

一部負担割合は、前年中の所得状況により1割または3割となり、毎年見直しを行っています。

新しい高年齢受給者証を今月下旬に送付しますので、8月1日以降は保険証とともに新しい高年齢受給者証を医療機関に提示してください。

【訂正】

本紙7月1日号6面掲載「国民年金保険料免除制度のご活用」の問い合わせ電話番号に誤りがありました。正しくは、厚木年金事務所国民年金課 ☎(223)9082です。お詫びして訂正します。